(書 式 2 - 1 - 3 - 1) 吸 収 合 併 に 反 対 す る 株 主 か ら の 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社 代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇 殿

反対致します。



以上

解 説

(合併反対の通知)

吸収合併に際して株主総会決議が行われる場合、合併に反対して株式買取請求権を行使する株主は、当該株主総会に先立って当該吸収合併に反対する旨を会社に対して通知し、かつ、当該株主総会においても当該吸収合併に反対することを要する(会社法第785条第1項、第2項、第797条第1項、第2項)。

